

実地指導基準【指定夜間対応型訪問介護】

令和 5 年度

Ⅰ 運営に関する事項					
基本的な考え方及び観点			基準	解釈通知	確認書類等
1 基本方針	基本方針	・ 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとなっているか	第 4 条	第 3 の二の 1 (1)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・ 次のサービスを一括して提供しているか (1) 定期巡回サービス (2) オペレーションセンターサービス (3) 随時訪問サービス	第 5 条	第 3 の二の 1 (2)	
	介護保険関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	・ 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか	第 3 条	第 3 の一の 4(1)	
2 人員	従業者の員数	・ 事業所ごとに、以下の職種及び員数の従業者を配置しているか (1) オペレーションセンター従業者 サービスを提供する時間帯を通じて、専従のオペレーターを 1 以上 及び、利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数 サービスを提供する時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供にあたる専従の訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 ・ オペレーターは必要な資格を有する者か	第 6 条	第 3 の二の 2 (1)	・ 勤務実績表／タイムカード ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 従業者の資格証
	管理者	・ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	第 7 条	第 3 の二の 2 (2)	・ 管理者の雇用形態が分かる文書 ・ 管理者の勤務実績表/タイムカード
3 設備	設備及び備品等	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか ・ オペレーションセンターには、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ・ 利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか	第 8 条	第 3 の二の 3	・ 平面図
4 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか	第 3 条の 7	第 3 の一の 4 (2)	・ 重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの）

提供拒否の禁止	・ 正当な理由なく指定夜間対応型訪問介護の提供を拒んではないか	第3条の8	第3の一の4 (3)	・ 利用申込受付簿
サービス提供困難時の対応	・ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認める場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介等必要な措置を速やかに講じているか	第3条の9	第3の一の4 (4)	・ 居宅介護支援事業者へ連絡したことがわかる書類等 ・ サービス提供依頼書等
受給資格等の確認	・ 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか ・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するよう努めているか	第3条の10	第3の一の4 (5)	・ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
要介護認定の申請に係る援助	・ 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか ・ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか	第3条の11	第3の一の4 (6)	・ 利用者に係る記録
心身の状況等の把握	・ サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	第23条	一	・ サービス担当者会議の記録
指定居宅介護支援事業者等との連携	・ 居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか	第3条の13	第3の一の4 (7)	・ サービス担当者会議の記録
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	・ 居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか	第3条の14	第3の一の4 (8)	・ 利用者の届出書控等 ・ 居宅サービス計画書
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか	第3条の15	第3の一の4 (9)	・ 居宅サービス計画 ・ 夜間対応型訪問介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）
居宅サービス計画の変更の援助	・ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか	第3条の16	第3の一の4 (10)	・ 利用者に関する記録
身分を証する書類の携行	・ 従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示するよう指導しているか	第3条の17	第3の一の4 (11)	・ 業務マニュアル ・ 身分を証明する書類
サービスの提供の記録	・ サービスの提供日及び内容、当該指定夜間対応型訪問介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか ・ 提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を利用者に対して提供しているか	第3条の18	第3の一の4 (12)	・ 居宅サービス計画書 ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌
利用料等の受領	・ 法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか	第3条の19	第3の一の4 (13)	・ 請求書 ・ 領収書

	・法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていないか ・上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか ・法第42条の2第9項により、指定夜間対応型訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、支払をした利用者に対し、領収書を交付しているか ・法第42条の2第2項及び施行規則第65条の5により、領収書に、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか			
保険給付の請求のための証明書の交付	・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しているか	第3条の20	第3の一の4(14)	・サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可）
基本的取扱方針	・定期巡回サービスについては、目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっているか ・提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか	第9条	第3の二の4(1)	・夜間対応型訪問計画
具体的取扱方針	・指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱い、次に掲げるところによっているか (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行う オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を (2) 行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、適切な相談及び助言を行う (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行う (4) サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う (5) 適切な介護技術をもってサービスの提供を行う (6) 必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じている (7) 合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付している	第26条	第3の二の4(1)	・夜間対応型訪問介護計画
夜間対応型訪問介護計画の作成	・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか ・居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか ・利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか ・利用者に交付しているか ・実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか ・計画の変更に当たっては、基準第11条を準用しているか	第11条	第2の二の4(2)	・居宅サービス計画 ・'夜間対応型訪問介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・アセスメントシート ・モニタリングシート

同居家族に対するサービス提供の禁止	・ 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせていないか	第3条の25	一	・ サービス提供記録等
利用者に関する区市町村への通知	・ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	第3条の26	第3の一の4 (18)	・ 西東京市に送付した通知に係る記録
緊急時等の対応	・ 緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・ 指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	第12条	第2の二の4 (3)	・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録
管理者の責務	・ 従業者の管理及び指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか ・ 従業者に基準の「第4 運営に関する基準」の規定を遵守させるための指揮命令を行っているか	第13条	第3の二の4 (4)	
運営規程	・ 運営における以下の重要事項について定めているか (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項（※） (9) その他運営に関する重要事項	第14条	第2の二の4 (5)	・ 運営規程
勤務体制の確保等	・ 事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること ・ 事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか その際、資格を有さない従業者に対し、令和6年3月までに、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	第15条	第2の二の4 (6)	・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・ 研修計画、実施記録 ・ 方針、相談記録
業務継続計画の策定等（※）	・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・ 計画の見直しを行っているか	第3条の30の2	第2の二の4 (7)	・ 業務継続計画 ・ 研修及び訓練計画、実施記録
衛生管理等	・ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか（※） ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか（※）	第3条の31	第2の二の4 (8)	・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

	・従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っているか（※）			・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
掲示	・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	第3条の32	第3の一の4 (25)	・掲示物等
秘密保持等	・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	第3条の33	第3の一の4 (26)	・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓約書
広告	・広告は虚偽又は誇大となっていないか	第3条の34	—	・パンフレット／チラシ
居宅支援事業者に対する利益供与の禁止	・利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか	第3条の35	第3の一の4 (27)	
苦情処理	・苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じているか ・苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しているか ・法第23条の規定により西東京市が行う調査に協力するとともに、西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・西東京市からの求めがあった場合には、改善の内容を西東京市に報告しているか ・国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか	第3条の36	第3の一の4 (28)	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
地域との連携等	・利用者からの苦情に関して西東京市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の西東京市が実施する事業に協力するよう努めているか ・同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めているか	第16条	第3の二の4 (9)	
事故発生時の対応	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	第3条の38	第3の一の4 (30)	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・ヒヤリハットの記録 ・再発防止策の検討の記録
虐待の防止（※）	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか ・虐待の防止の指針を整備しているか ・従業者に対して虐待の防止の研修を定期的に行っているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	第3条の38の2	第3の二の4 (10)	・委員会の開催記録 ・虐待の防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書
会計の区分	・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか ・具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等によっているか	第3条の39	第3の一の4 (32)	・会計関係書類
記録の整備	・従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか ・利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の完結の日から2年間保存しているか （1）夜間対応型訪問介護計画書 （2）提供したサービスの記録	第17条	第3の二の4 (11)	・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・サービス提供の記録等

		(3) 西東京市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 運営推進会議の記録			
(※) は令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務 (注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています 法: 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日交付法律第 123 号） 施行規則: 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号） 基準: 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） 解釈通知: 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）					

Ⅱ 介護給付費の算定及び取扱い					
確認項目			基準	解釈通知	確認書類等
1 基本報酬	夜間対応型訪問介護費	指定定夜間対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」 2 「夜間対応型訪問介護費」により算定 別表 2 のイについては、別に厚生労働大臣が定める単位数（平 18 告 263）による 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 27 告 96・27）に適合するものとして市西東京長に届け出た事業所の従業者が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、算定	別表 2 のイ、ロ 注 1、注 7、 注 8	第 2 の 3 (1)、 (2)、(3)、(4)	【共通して確認する書類】 ・介護給付費明細書 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書控 ・勤務実績表／タイムカード ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・居宅サービス計画 ・夜間対応型訪問介護計画 ・サービス提供記録 ・その他、各加算・減算に関わる書類等
2 減算	集合住宅減算	(1) 9 0 / 1 0 0（利用者が同一敷地内建物等に 20 人以上 50 人未満居住している建物に居住）で算定 (2) 8 5 / 1 0 0（利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住）で算定 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者について減算	別表 2 のイ、ロ 注 3	第 2 の 3 (5)	
3 加算	24 時間通報対応加算	6 1 0 単位 別表 2 のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準（平 27 告 95・49）に適合しているものとして西東京市長に届け出た事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合には、1 月につき加算	別表 2 のイ 注 2	第 2 の 3 (9)	
	特別地域居宅介護支援加算	1 5 / 1 0 0 別に厚生労働大臣が定める地域（平 24 告 120）に所在する事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、1 月につき加算	別表 2 のイ、ロ 注 4	第 2 の 3 (6)	
	中山間地域等における小規模事業所の評価	1 0 / 1 0 0 別に厚生労働大臣が定める地域（平 21 告 83・1）に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、別表 2 のイについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に 1 回につき、別表 2 のロについては 1 月につき、加算	別表 2 のイ、ロ 注 5	第 2 の 3 (7)	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 / 1 0 0 別に厚生労働大臣が定める地域（平 21 告 83・2）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、別表 2 のイについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に 1 回につき、別表 2 のロについては 1 月につき、加算	別表 2 のイ、ロ 注 6	第 2 の 3 (8)	
	認知症専門ケア加算	(1) 別表 2 のイを算定している場合 (一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位 (二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位 (2) 別表 2 のロを算定している場合	別表 2 のハ	第 2 の 3 (10)	

3 加算		(一) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 90単位 (二) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 120単位 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・3の2)に適合しているものとして西東京市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者(平27告94・35の2の2)に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、(2)については1月につき、加算 ただし、いずれか一つを算定する			
	サービス提供体制強化加算	(1) 別表2のイを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22単位 (二) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位 (三) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位 (2) 別表2のロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 154単位 (二) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 126単位 (三) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 42単位 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・50)に適合しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、(1)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、(2)については1月につき、加算	別表2のニ	第2の3(11)	
	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の137/1000 (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の100/1000 (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の55/1000 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、令和6年3月31日までの間、加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表2のホ	第2の3(12)	・介護職員処遇改善加算改善計画書
	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の42/1000 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の2)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表2のヘ	第2の3(13)	・介護職員等特定処遇改善加算計画書
	介護職員等ベースアップ等支援加算	イからニまでにより算定した単位数の24/1000 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の3)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、加算	別表2のト	第2の3(14)	・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています 基準：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号) 解釈通知：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号) 平18告263：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費の係る単位数(平成18年3月31日厚生労働省告示第263号)					

平12告27：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）

平21告83：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）

平27告94：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

平27告95：厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

平27告96：厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）